

## 中間とりまとめ（案）に対する各委員からの提案

前回の委員会（2/21 開催）において提出した中間とりまとめ骨子（案）について、下記の委員より、修正、追加に関する提案がありました。

池淵委員	.....	1
川那部委員	.....	2
倉田委員	.....	4
寺川委員	.....	5
寺田委員	.....	7
尾藤委員	.....	8
榭屋委員	.....	9
三田村委員	.....	10
鷺谷委員	.....	11

中間とりまとめに関して、以下の事項を追加してはいかがでしょうか。

- 1) 2-2 (5) 地球温暖化にともなう気象・水文環境の変化は変動の拡大の方向に働く可能性がある。ある程度の余裕を入れた計画、策定が必要では。
- 2) 3-1 (1) の 2 つ目の・は越水や浸水についてもその頻度の減少と被害の軽減を図る。に変更できないか。
- 3) 3-1 <ソフト> の 2 つ目の・をもう少し具体的に次のようにできないか。  
越水や浸水に関しては氾濫水のリアルタイムでの挙動情報を作成し、i モード携帯等に流す、いわゆるリアルタイムハザードマップの作成と情報伝達
- 4) 5-1 (3) 水は高さから低きに流れる、川の水は一方向的な流れを特徴としている以上、市町村、県管理河川の整備計画との連結を整合性ある形で進める。

以上

淀川水系流域委員会琵琶湖部会の河川整備計画策定のための中間とりまとめ  
（川那部2002年2月28日案）

前文

「河川法」の改正によって、治水・利水・自然環境保全が目的化され、また住民意見を反映するしくみを整備することが義務づけられた。われわれの扱う琵琶湖淀川水系は、自然科学的な面においても地球全体の中で特異な地であり、また人間とのあいだにも古くから歴史的に、したたかで華やかな関係を持ち続けてきた流域である。このような水系における河川整備計画の策定にあたっては、ここ数十年ほどのあいだ進められてきた河川整備のありかたを全面的に批判・検討し、全く新しい哲学にその基礎を置くことが必要である。

近年多くの人間の営みは、短期間の利害のみに目をとられ、自然の中における人間の位置を忘れて行われてきた。その結果、とくに20世紀後半においては、「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」「刹那主義」などと呼ばれる状況を現出し、いわゆる地球環境問題等を大きく引き起こし、すでに人間生存の未来を完全に脅かすに至っている。

そこで、淀川水系流域委員会はその中間取りまとめにあたって、個々の問題を扱うまえに、基本的な考え方として、「人間の短期的な利害関係から行ってきた従来の河川整備のやりかたを根本的に改め、歴史的に作られてきた〈物理生物文化複合体（当然に人間を含む）〉としてのそれぞれの河川を、いわゆる〈生態系のアプローチ〉によって、総体として整備する」ことを確認し、したがって、「淀川水系流域河川整備基本計画」が、この基礎の上に作られねばならないことを宣言し、かつ、それを国土交通省近畿地方整備局に対して強く要請する。

\*

以上の基本的な考え方に基づく中心的方向の一部を例示するならば、それは以下のとおりである。

1) 洪水期・渇水期などを主な対象として河川を拘束し、かつ、あたかも完全に制御できるかのごとくに思わせてきた従来の方式を改め、平常時を含めて住民が河川に生かされ、緊急事態にもしたたかに対処できる計画を進め、かつそれに基づいて管理を弾力化する。

2) 現状の緊急避難的な対策だけではなく、自然と人間のつきあいの歴史を考えた長期的・理想的な目標を立て、また、川や湖と人間とを切り離し遠ざけてきた従来の方式とは反対に、物理的・社会的・精神的に川を近く感じるようになるよう目標を設定し、それに向かって住民が知恵を出し汗を流し、行政がそれを推し進める施策を打ち立てる。

3) 上流と下流、堤「内」と堤「外」などを分断してきた従来の方式を改め、山から海までの全流域を一貫したものとして具体的に把握し、そこに存在するさまざまな生態系を生かすかたちで、治水・利水を進める。

4) 川は基本的に自然のものであることを再認識し、「生かされている」との考えのもとで暮らしをいとなむライフスタイルを、住民が生み出していくことを助けるような、物質的・精神的基盤を作りあげるよう努力する。

---

具体的内容として、次のことは必ず明示して下さい

1) 淀川水系は、ここ50年ほどのあいだに大きく変貌した。例えば「琵琶湖総合開発計画」は、「河川法」の改正以前に計画され実行されたものであり、環境問題については、1992年に開かれた「環境と開発に関する国連会議」以後にみられる国内外の世論の動向を、一切反映していない。すなわち、もし現時点において「琵琶湖総合開発計画」が計画されあるいはその実行が発するものならば、それが大きく変わっていたことに疑いはない。したがって、琵琶湖を含め淀川水系の今後のあり方を考えるにあたっての基準点は、少なくともこの開発計画の出發時点とし、あるいは高度成長期以前の1955年とする。

2) 淀川水系は全体としても、先述のように「物理生物文化複合体」であるが、中でも琵琶湖はとくに地球上においてかけがえのない古代湖であり、その周辺を含めてこれは世界的な「自然文化遺産」である。したがって、淀川水系のすべての整備計画は、この基礎的認識の上に作らなければならない。

3) 南郷洗堰における琵琶湖水位の調節は、自然の季節的变化を基本とし、他の目的のための変更は最低限に止めるよう、留意しなければならない。

去る 2/21 第 8 回委員会で芦田委員長から指示された「中間とりまとめ案」の「理念」についての素案作成・提出に、以下のものを提出します。

[理念]

われわれは、淀川水系の治水・利水を通じて、古くから農漁村・都市の諸文化・文明の形成を果たしてきた。しかし、近年における跋行的な科学技術の進歩や文明のグローバル化の進展の中での治水・利水の深化は、淀川水系の担ってきた文化・文明形成の役割の基（モト）であった多様な価値すら破壊しかねない危機的状況に陥っていることを認識しなければならない。

そのために、此度の河川法の改正は、環境保全の併行とそれを遵守する住民の合意に基づいた治水・利水を義務づけるに至っている。この新河川法の意図に従い、これまでの治水・利水を見直し、恒久的に環境保全を最優先条件とする新たな治水・利水を如何様なものとして工夫するか、自然・社会・文化の諸科学を結集して取り組まねばならない。このことは、淀川水系が育んできた多様な生物と人間の共生を永遠に保証するものとなるべきものである。

\* 下線つけたのが追加部分。

P. 1

中間取りまとめにあたって

目的と特徴

2行目 学識経験者、市民から

項目 現地を視察し、住民の意見を聞いた。

P. 2

1、理念 (別記)

2、視点と考え方 2-1として「淀川水系の現状」の項目を追加する。内容は(別記)

2-2 (6) 河づくりマイスターの養成

河川工事の担当者が、長く同じ河を見ていくことがなく、どんどん場所が変わっていき。したがって、マニュアルどおりの河をどこでも作ってしまった。ドイツでは河作りのマイスターがいたとの事。河川改修の技術者をどのように養成し、河を見続けることの出来るような行政システムにするにはどうすれば良いかを考える。

P. 3

2-(3) 安全な水質の確保 ・BOD・CODだけではなく、化学物質の監視の強化

P. 5

3-1(1) 対応方向 <ハード> ・洪水調節機能(河道、遊水池、湖、ダム等)

<ソフト> ・洪水予測地図の作製

<流域対策> ・駐車場や休耕田を利用した洪水貯水池の建設など

P. 6

3-2(1) 利水 対応方向 ・きめこまかな水位操作

・化学物質の監視強化

(3) 対応方向 ・自由使用の原則の見直し

・許可レジャー制の導入

3-3環境(1) 水量・水質 基本的な考え方 ・森林育成

対応方向 ・ダム計画の見直し

(2) - 基本的な考え方 ・人口河川から近自然河川へ

P. 7

3-3(1) 水量・水質 対応方向 ・湖、ダム等の水位管理の変更

(2) 生物の生育・生息環境 - 基本的な考え方 ・小河川の自然復元

対応方向 ・自然な土の護岸

・内湖や湿地の保全、再生

・車両進入の原則禁止

(3) 自然景観 対応方法 ・流路から一定の幅を河川管理区間として保全する

(4) 河川形状 基本的な考え方 ・不必要なダム、堰堤の撤去、廃止

対応方向 追加 ・蛇行した河川

P. 8

4 - 1 の次ぎに 4 - 2 計画策定にあたっての他省庁および自治体との協議

整備計画ができた時点で、他省庁および自治体から意見を求め協議する。最終答申までにも必要に応じて協議する。

4 - 5 直轄以外の河川との関係

5 - 1 (3) 関係省庁との連携 農業、漁業、林業、...

(別記)

【理念】

川とは、本来自然のままに自由に流れていた。

人間が棲むようになって、本来の川を変えてしまったところにそもそもの問題がある。しかし、20 世紀以前はまだ文明がそれほど進歩していなかったために川をそれほど変えることはなかった。機会文明が発達した結果それはさらにひどくなってしまった。治水だとか利水とかいって、勝手に人間が都合の良いようにいじってきた。人間は、川が氾濫するのを防ぐとかいうが川からすれば大雨が降れば氾濫するのは当たり前で自由に流れようとしているだけのことである。人間が川をいじって失った生物は計り知れないほどいっぱいいる。それらの生き物にとって人間とは恐ろしい存在である。

今こそ、人間は川の本来の姿に思いを致し、謙虚に川と付き合っていかなければならない。

(別記)

【淀川水系の現状】

琵琶湖という世界有数の古代湖を持つ淀川水系は、20 世紀後半の急激な高度経済成長期において、治水・利水の名のもとに琵琶湖総合開発計画に代表される公共事業などによって、自然の営みと生態系を無視した河川改修やダム建設、そして、湖と河川利用が行われた結果、治水と利水では確かに安全が向上し、水利用に困ることはほとんど無くなったが、その反面、かけがえのない自然と環境の破壊による水質悪化が進み、人間を含む魚や鳥などの動植物の健全な生息を脅かし、今や予断を許さない状況にきている。

## 私の意見

「理念」の冒頭、もしくは、「理念」の前に別に項目をもうけて、記述が必要と考えられる「現状認識」について

日本の河川は、いまやひどく荒廃してしまいました。ダムや堰等の建設により川を流れる水が著しく減少してその様相が激減してしまった川、水質がひどく悪化してしまった川・湖、コンクリート護岸によって人もあらゆる生物が近づき難く住めなくなってしまった川・湖、もっぱら利水を目的として川のもつ多様な生産力を失わせてしまった川・湖等々。このような河川の荒廃の現状は、第1に、川・湖のもつ多様な機能を見失い、もっぱら近代技術の利用にたよって、川を「排水路」として水循環を行おうとした治水対策、第2に、川を水資源としてのみ考えて徹底して行った水資源開発、第3に、水質保全・生態系保全等の環境配慮が欠落した河川管理、これらもたらした結果です。

「整備計画の基本的視点と具体化の柱」として盛り込むべきと考えられる項目について

1. 水の稀少資源としての認識
  - ・ 水の需要管理と節水
  - ・ 流域全体の総合的水管理
2. 河川環境・水環境が持つ環境価値の重視
  - ・ 生物多様性の保全
  - ・ 環境価値の保全のうえにたった水循環・物質循環の確保
  - ・ 計画アセスメント・戦略アセスメントの実施
3. 地域の風土・歴史・文化と川・湖との結びつきの構築
4. 計画の策定・実施・監視・見直し等のすべてについての民主的コンセンサスを得るための制度



「中間とりまとめ骨子について」案の内容一部追加（案）

流域委員会委員 尾藤 正二郎

第8回委員会に提出された「中間とりまとめ骨子について」の5 整備計画の推進について のうち「5-3 実施結果のフォローアップ見直しと順応的管理」の末尾に次のような意味の文言を追加してはいかがでしょうか。

**原文** 5-3 実施結果のフォローアップ見直しと順応的管理

計画の推進状況をチェックし、改善を行っていく仕組みを検討する。また、事業の実施結果を常にモニタリングし、その効果や周辺への影響を把握し、事業の推進の可否、実施方法の検討などを行う。

**追加案** （末尾の、「行う。」の後に）

全体の経過は一定の期間ごとに公開され、行政と住民が問題点とその改善を理解し共有することでお互いに知識と経験を蓄積し、次世代へ川・水・自然環境への取り組みを伝えその継続をはかる。

**[理由]**

内容にやや抽象的なところがあるので、「理念」など総論的な一部に入っていればいいかな、とも思います。理由は次のようなことです。これまでいろいろなテーマで、さまざまな人が多くの提言をしてきました。でも、それが実際どのような効果をあげたのか、あるいは何年も経過してみると、そのときの判断に間違いがあったのではないか、といった検証がほとんどない気がするのです。その提言の展開が次世代へつながる蓄積や経験になることはほとんどない。そこでこのさい、公的な立場・背景をもつ提言・主張は時間をかけたなんらかの検証をすることで、する方もされるほうも社会的な責任を問われる、といったことをはっきりさせ盛り込めたら、と思ったのです。提言のどこかが誤ったとしても、検証によってどうしてそうなったのかを学ぶことができれば、次世代へつながるとても大きな社会的財産・教訓となるのではないのでしょうか。

以上

< 骨子案 >

中間とりまとめにあたって

淀川水系流域委員会の目的と特徴

「淀川水系流域委員会」（以下流域委員会）は、国土交通省近畿地方整備局が、平成 9 年に河川法が改正されたのを受けて、今後の淀川水系の河川整備に当り、地域の住民や学識経験者から幅広く意見を聴き、その意見をもとに「河川整備計画」を作成することを目的として、平成 13 年 2 月 1 日に設置した。流域委員会は委員会および 3 つの部会（琵琶湖、淀川、猪名川）からなり、53 名の委員によって構成されている。

流域委員会の運営は、従来の審議会等と異なる方法で進めており、整備計画策定までの一連の流れが、今後の公共事業の計画づくりのモデルになることが期待される。

流域委員会の要点は次のとおり。

準備会議による委員会の構成等の決定：4 名の有識者からなる準備会議で、数回の審議を重ね、委員会の構成および委員選出を行った。また、委員選出にあたっては新聞等で一般から公募を実施した。

委員会の運営：委員会の検討内容、進め方等は委員が自主的に決定し、委員会の運営に必要な連絡などの庶務事項は、民間企業がサポートしている。

審議状況、審議内容の公開：会議、会議資料および議事録等はすべて公開して、審議の透明性を高めている。

幅広い意見の聴取：委員会は治水、利水、環境、人文その他の幅広い分野の専門家で構成されており、学識者だけでなく地域の特性に詳しい委員も多数含まれている。また、会議では一般傍聴者からの意見聴取を実施するとともに、委員会として一般から公募した淀川水系に対する意見の聴取を行い、取りまとめの参考としている。

中間取りまとめの位置づけと構成

この中間とりまとめは、委員会、部会での検討を踏まえ、河川の整備にあたっての視点、考え方、方向性等を示したものである。

この中間とりまとめをもとに、国土交通省近畿地方整備局において河川整備計画原案が作成される。この原案に対して、流域委員会でさらに詳細な検討を行い、河川整備計画原案に対する意見を最終答申としてまとめる予定である。

中間取りまとめ骨子案（資料2）についてご連絡します。

（1）理念について

理念という意味がはっきりしませんが、理念が「決断・解釈の目的」という意味だと考えると、あいまいな表現よりも、淀川水系流域委員会としてどのような視点で考えるかの具体性を簡潔に表現することが必要だと思います。

その場合、さらに「現状認識」という項を起こすことも必要になってくるかもしれません。

（2）環境教育の項について

整備計画の方向性のなかに（この項の中がよいかどうかは判断できませんが）「環境啓発」をぜひ設けていただきたい。

この項の中であるならば、

3-3 環境

（5）環境啓発

基本的な考え方

- ・望ましい河川環境の創造に向けての啓発運動

対応方向

- ・市民活動あるいは学校教育の中での河川環境学習に対する支援
- ・望ましい河川環境を理解するための図書などの出版

などが考えられます。

ご検討いただきたくお願いいたします。

## 提案

2月1日の会議で節水の技術と可能性の議論で話題となった雨水利用についての紹介資料をお送りいたします（河川情報センター発行 PORTAL2002年2月号）。

記事に紹介されているように、東京都の墨田区では自治体ぐるみで雨水利用を進めています。それはまだ先駆的な段階にあるとはいえ、雨水を貯めて利用する取り組みの促進は、都市の人口集中地における利水と治水の両方、さらには防災にも貢献するものといえるでしょう。淀川流域においても、河川管理者や川の問題に深い関心を持つ市民が、このような取り組みを進めるための情報発信を積極的にしていく必要があると思います。そのためには、雨水を徹底して利用することにより、利水、治水上どのぐらいの効果が期待できるか、防災上のメリットは何かについて予測を試みる必要もありそうです。

「雨水利用の促進と利水・治水効果の予測」というような項目をたてて、検討内容を骨子案に盛り込むことを提案いたします。